

(別紙2)

委員会の設置、ケアプランデータ連携システムへの参加について

栃木県介護テクノロジー一定着支援事業実施要領6-(5)にて委員会の設置（施設系サービス）、実施要領6-(6)にてケアプランデータ連携システムへの参加（在宅系サービス）を補助要件としていますので、以下のとおり報告してください。

1 委員会の設置（施設系サービス）

(1) 報告方法

- ・電子申請システムの報告フォームに回答欄を設けましたので、設置年月日を記載してください。（設置を裏付ける書類等は添付不要）

(2) 報告対象となる介護サービス

- ・以下の施設系サービスを提供する事業所は、実施要領6-(5)のとおり「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「生産性向上のための委員会」）を設置してください。

（対象となるサービス）

- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

【参考】利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>）

2 ケアプランデータ連携システムへの参加（在宅系サービス）

(1) 報告方法

- ・電子申請システムの報告フォームに回答欄を設けましたので、利用手続きを完了し、ケアプランデータ連携システムが利用可能になった年月日を記載してください。（設置を裏付ける書類等は添付不要）

(2) 報告対象となる介護サービス

- ・以下の在宅系サービスを提供する事業所は、実施要領6-(6)のとおり令和7(2025)年度中に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始してください。

(対象となるサービス)

- ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護(短期利用)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)、認知症対応型共同生活介護(短期利用)、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)、介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、介護予防短期入所療養介護(介護医療院)、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)、介護予防支援、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定額)、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)、通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定額)

※ケアプランデータ連携システムの報告は、貴事業所で同システムが利用可能になった日を報告してください。データ連係先の介護サービス事業所の報告は特に求めません。

(3) 5事業所以上、データ連携している場合

実施要領5－イ－表3介護ソフトの基準額にて、「訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。」としています。

この条件に該当する場合には、実績報告書の作成に先立ち、介護サービス班介護人チームまで御連絡ください。

3 注意点

- ・対象となる介護サービス一覧のとおり、「短期入所生活介護」及び「小規模多機能型居宅介護」を提供する介護サービスについては、「委員会の設置」及び「ケアプラン連携システムへの参加」の要件を満たす場合があります。